

「ゼロから考える少子化対策PT」 第6回例会	資料7
ハンド・イン・ハンドの会 提出資料	

# ひとり親家庭の生活の現状と 自立支援策について

ハンド・イン・ハンドの会  
主任研究員 向井通江  
2009年4月

# ハンド・イン・ハンドの会とは

- 1979年3月より離婚に関する知識や情報を提供する公開講座「ニコニコ離婚講座」を開催。  
その後離婚女性たちのネットワークとして「ハンド・イン・ハンドの会」を1981年3月に発足。
- 離婚を人生の中の一つの出来事として捉え、社会の偏見や差別に流されることなく、生きていく。  
また、離婚を単なる個人や家族の問題ではなく、社会問題として捉え、そのために情報交換をし、法律や制度を変えるための運動も行っている。
- 会報を隔月に発行。全国に会員がいる。
- 東京、大阪では定期的に会合や研修合宿を行い交流し、情報交換している。

# ハンド・イン・ハンドの会の会員の抱える問題

(アンケート等で寄せられた声)

## 1. 仕事の問題

### 不安定雇用

- ・小さい子どもがいると言うと、面接もさせてもらえない
- ・何十社に履歴書を送ったが、面接させてもらえない
- ・子どもがいると残業ができないため、パートしか見つからない
- ・離婚するまで専業主婦で、何の資格もなく、また年齢的に仕事が見つからない
- ・仕事を見つけないが、子どもを保育所に入れられない
- ・子どもを保育所に入れられたが、駅や保育所、学校、職場から遠く、利便性が悪い

- ・子どもが病気の時でも病院に連れて行けない
  - ・時間や診療費等物理的問題
  - ・休むと収入が減る
  - ・子どもを一人で家に置いて仕事に出ないといけない
- ・仕事を2つ3つ掛け持ちしても収入が低い、子どもを置いて出る不安もある
- ・仕事が正社員になり、少し収入が上がったが、児童扶養手当がもらえなくなった
- ・ハローワークの求人では、パート契約だったが、実際は3ヶ月のアルバイトで契約書も交わされていない
- ・正社員だが、雇用保険も社会保険もない
- ・仕事を2つ3つ掛け持ちして身体を壊してしまった
- ・健康を害しても医者に行けない
  - ・時間や診療費等物理的問題
  - ・休むと収入が減る
- ・転職したいが、仕事を休めず、昼間はハローワークに行けない

## 職業訓練

- ・スキルアップし収入をアップさせたくても、昼間はハローワークに行けない
- ・仕事を続けながら訓練を受けるために、在宅での教育訓練が必要
- ・自立支援教育給付金は地元の自治体では受けられない
- ・高等技能訓練促進費は修業期間の後半1/2の期間だけでなく、初めから受給できるようにしてほしい
- ・高等技能訓練促進費がもらえる資格を増やしてほしい
- ・ハローワークの職員が母子家庭の母が訓練を受ける時にももらえる訓練手当のことを知らず、受けられなかった

## 2. 経済的問題

### 教育費問題

- ・子どもが成長するにつれて教育費がかかるようになるが、低い就労収入では捻出できない
- ・塾や家庭教師の費用が出ない
- ・高校や大学等行かせてやれない

### 母子寡婦福祉資金について

- ・母子寡婦福祉資金が手続きが煩雑で借りられない
- ・窓口の対応が悪く申請すらできない
- ・年老いた両親では保証人になれず申請すらできない
- ・子どもに借金を作らせるようで申請できない

### 3 . 住居問題

#### 保証人問題

- ・年長いた両親では保証人になれず、民間賃貸住宅が借りられない
- ・親や兄弟に保証人を頼めない、なってくれない
- ・保証人を頼める友人がいない

#### 住宅費問題

- ・低収入で十分な住宅費を捻出できない
- ・公営住宅に入れない
- ・母子家庭の優先枠があるが、当たらない
- ・公営住宅に入れたが、駅から遠い、子どもの送り迎えに不便

## 実効性のある自立支援策を

ひとり親家庭、特に母子家庭にとっては、政府による生活保護や児童扶養手当の削減、雇用や住宅、子育ての問題等で、安心して自立生活できる環境にはない。  
そのため、子どもに貧困の連鎖が起こっている。



# 1. 実効性のある就労の保障を

母子家庭の雇用の安定のためには

安定した雇用のための就業支援策の拡充を

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターとマザーズ・ハローワークの連携強化

教育訓練や資格・スキル取得への支援策の拡充を

- ・ 自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費の拡充
- ・ 在宅での教育訓練の促進

子どもと関わり合いながら働ける在宅就労システムの構築と在宅就労の促進を

- ・ データセンターの整備と支援する人材の養成と配置

## 2. 子育て支援の拡充を

一人で家事・育児と経済的責任を担う母子家庭の  
子育て支援のためには

利便性のある保育所への優先入所の拡充を

日常生活支援の拡充 - ヘルパー派遣やショートステイ、トワイ  
ライト事業の拡充を

認証保育所の増設と優先入所の拡充を

延長保育や病児保育の拡充を

学童保育の拡充(対象を小学校修了まで引き上げる)を

### 3. 低廉で良質な住宅支援を

不安定雇用で低収入の母子家庭の生活の基盤である住居の保障のためには

公営住宅の優先入居の拡充を

- ・ 子どもの保育所や病院の送り迎えや通勤等に利便性のある公営住宅への優先入所
- ・ 借上げ公営住宅の増設と優先入所

あんしん賃貸支援事業の拡充を

- ・ 母子家庭への国や都による家賃債務保証制度の創設

母子生活支援施設やグループホーム等の増設を

## 4 . 経済支援策の拡充を

児童扶養手当の削減の廃止

児童扶養手当を父子家庭にも適用するよう改正

医療費の助成を父子家庭にも適用するよう改正

公立高等学校の学費の無償化と私立高等学校の学費の  
助成を

母子福祉資金貸付金の拡充

## 5. 養育費履行確保について

- 低い養育費の受給状況
- 面接交渉をしている父親の方が養育費を支払っている  
しかしDV被害女性等で面接交渉を行いたくないケースや父親が面接交渉を拒否するケースも多い。  
子どもの経済的、精神的サポートのためには、面接交渉の援制度の整備が必要である。
- 養育費の履行確保制度の整備が緊要である  
会員からは、国の立替制度や給与からの天引き制度、また養育費支払者への税金の優遇措置制度の創設を望む声が寄せられている。

# 《參考資料》

母子家庭の母親は、パート等の非正規雇用といった不安定雇用を余儀なくされており、2つ、3つ仕事を掛け持ちしても、その平均年収は213万円(平成18年度全国母子世帯等調査・厚生労働省)と、一般世帯の4割であり、世帯員1人当たりの年収は65万円(生別は63万円)に過ぎない。

### 母子世帯の年間収入状況

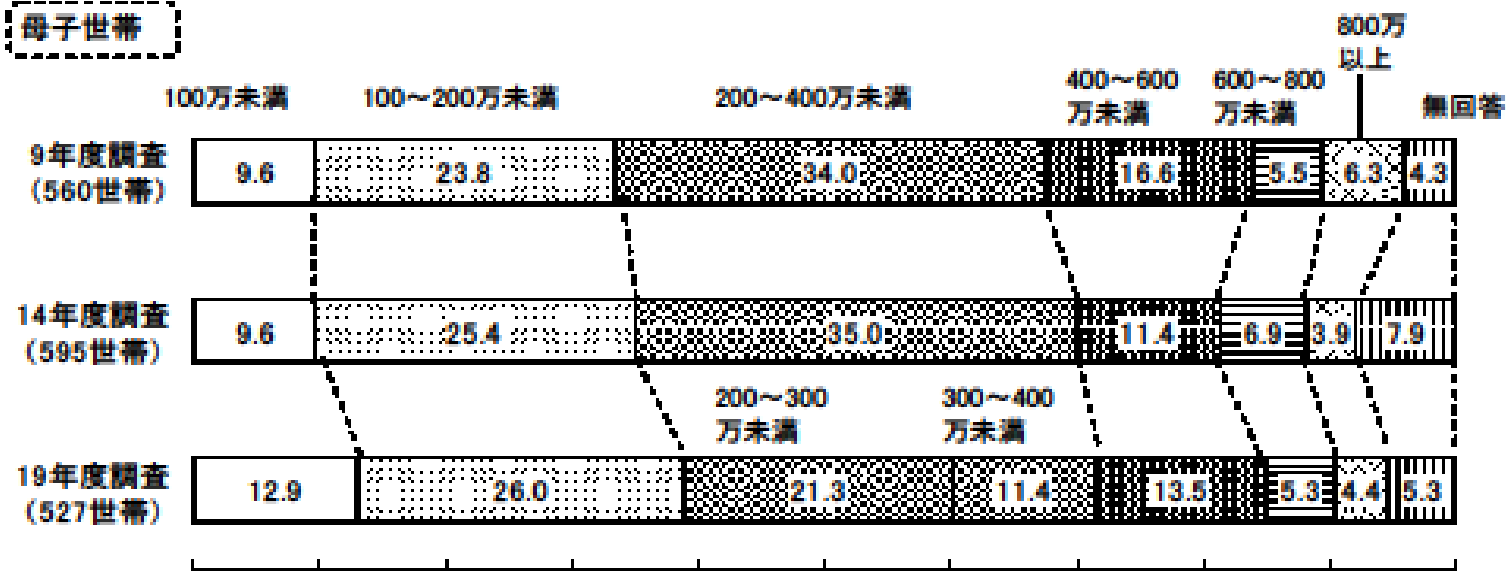
### 平成18年全国母子世帯等調査

		平成14年	平成17年
平均世帯人員		3.36人	3.30人
平均収入		212万円	213万円
		就労収入	171万円
年間 収入 分布 の代 代表	第I 4分位		113万円
		就労収入	81万円
	第II 4分位(中央値)		183万円
		就労収入	140万円
	第III 4分位		276万円
		就労収入	221万円
世帯人員1人当たり平均収入金額		63万円	65万円

東京都の調査でも、母子世帯では、「100万円未満」の割合が、9年度調査、14年度調査と比較して3.3ポイント上昇している。また、「100～200万円未満」の割合も9年度調査から連続して上がっており、「100万円未満」と「100～200万円未満」をあわせた200万円未満の割合は38.9%と、母子家庭の多くは生活保護世帯以下の生活を余儀なくされている。

図Ⅱ-1-10 世帯の年間収入－過去調査との比較

平成19年度東京都福祉保健基礎調査



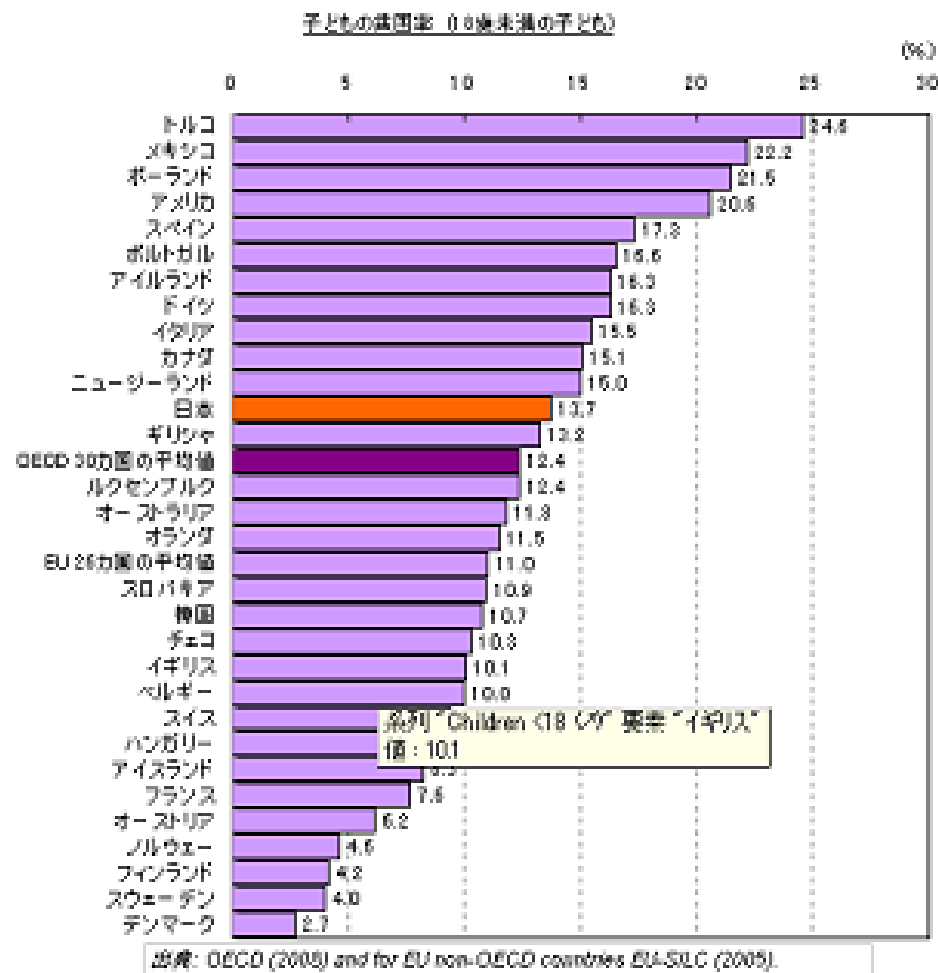


# 日本の子どもの(相対的)貧困率

・OECD(経済協力開発機構)の貧困率のデータ(OECD 2008年の報告)によると、日本の子どもの貧困率は13.7%で、子どものうち7人に1人が貧困状況にあることになる。

・日本はOECD30か国中、貧困率の高いほうから12番目に位置している。

・日本は世界第2番目の経済大国だが貧困率ではOECD諸国中2番目に高い格差社会となっている。



# 低い社会保険加入率

母子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 56.3 %、「健康保険」は 93.6 %、「公的年金」は 82.6 %となっている。

母子世帯の社会保険加入状況

平成18年全国母子世帯等調査

雇用保険		健康保険		公的年金	
総数	100.0	総数	100.0	総数	100.0
加入している	56.3	被用者保険に加入している	49.0	被用者年金に加入している	45.4
		国民健康保険に加入している	44.6	国民年金に加入している	37.2
加入していない	43.7	加入していない	6.5	加入していない	17.5

・2008年に厚生労働省が無保険の子どもの調査を始めて行い、無保険の世帯は全国約33万世帯、そのうち中学生以下の子どもは3万2903人いることがわかった。

この無保険状態は、健康保険料を支払えない世帯でおこっている。

・無保険では、一旦全額負担しなければならないので、必要な治療を受けられなくなる可能性があり、医療費を支払えないことのためらい、早めに必要な治療を受けられず、死亡する例も出てきた

#### 資格証明書交付世帯における子どもの数

滞納世帯者数	交付世帯数	資格証明書交付世帯数のうち				
		子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計
3,845,597	330,742	18,240	5,522	16,327	11,054	32,903

厚生労働省『「資格証明書の発行に関する調査」の結果等について』(2008年)

# 経済的困難が児童虐待をも生み出す原因になっている

児童虐待と経済的困難との関係

虐待につながると思われる家庭の状況			あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	ひとり親家庭	460件 (31.8%)	1) 経済的困難	2) 孤立	3) 就労の不安定
2	経済的困難	446件 (30.8%)	1) ひとり親家庭	2) 孤立	3) 就労の不安定
3	孤立	341件 (23.6%)	1) 経済的困難	2) ひとり親家庭	3) 就労の不安定
4	夫婦間不和	295件 (20.4%)	1) 経済的困難	2) 孤立	3) 育児疲れ
5	育児疲れ	261件 (18.0%)	1) 経済的困難	2) ひとり親家庭	3) 孤立

東京と福祉保険局「児童虐待の実態II」(2005年12月)

# ひとり親世帯になった時の末子の年齢

末子の平均年齢をみると、母子世帯では5.2歳となっている。  
また、生別世帯の平均は4.9歳となっている。

母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

平成18年全国母子世帯等調査

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳	平均年齢
平成15年	100.0	37.0	21.2	14.5	9.0	6.2	2.4	0.6	9.1	4.8歳
平成18年										
総数	1,517	471	377	211	152	108	50	4	144	5.2歳
	100.0	31.0	24.9	13.9	10.0	7.1	3.3	0.3	9.5	
死別	147	27	37	21	20	19	16	2	5	7.4歳
	100.0	18.4	25.2	14.3	13.6	12.9	10.9	1.4	3.4	
生別	1,359	442	339	188	132	89	34	2	133	4.9歳
	100.0	32.5	24.9	13.8	9.7	6.5	2.5	0.1	9.8	

# ひとり親世帯の親の帰宅時間

就業者の帰宅時間

平成18年母子世帯等調査

	総数	午後6時 以前	午後6 ～8時	午後8 ～10時	午後10 ～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
母子世帯	平成15年							
	100.0 (%)	41.0	35.0	6.7	5.1		12.2	( - )
	平成18年							
	1,282 100.0 (%)	478 37.3	486 37.9	71 5.5	35 2.7	47 3.7	152 11.9	13 1.0
父子世帯	平成15年							
	100.0 (%)	16.9	44.0	18.7	10.8		9.6	( - )
	平成18年							
	194 100.0 (%)	39 20.1	79 40.7	29 14.9	13 6.7		29 14.9	5 2.6

## 世帯の母で就業していない者の就業希望等

- ・母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、78.7 %となっている。
- ・また、就業希望を持っている者のうち、就職していない（できない）理由として、「求職中」が33.3 %と最も多く、次いで「病気（病弱）で働けない」が 25.9 %、「子どもの世話をしてくれる人がいない」が 12.6 %となっている。

不就業中で就職したい者について、就職していない(できない)理由 平成18年全国母子世帯等調査

総数	求職中	時間について条件の合う仕事がない	収入面で条件の合う仕事がない	年齢的に条件の合う仕事がない	子どもの世話をしてくれる人がいない	病気(病弱)で働けない	職業訓練、技能習得中	その他	不詳
174	58	10	4	10	22	45	7	14	4
100.0	33.3	5.7	2.3	5.7	12.6	25.9	4.0	8.0	2.3

東京都の調査(平成19年度東京都福祉保健基礎調査報告書)によると、暮らし向きのことや子育てに関して今までに困ったことがあったか聞いたところ、84.5%が「あった」と回答した。「子どもの世話について」ひとり親になった当時困った人は41.3%に上っている。

平成19年度東京都福祉保健基礎調査

表Ⅱ-2-1 ひとり親世帯になった当時困ったこと〔複数回答〕

－ひとり親になったときの親の年齢別

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子どもの世話について	子どもの教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)について	その他
総数	100.0 (455)	71.4	51.9	31.9	7.7	13.6	41.3	23.5	12.5	1.3
30歳未満	100.0 (111)	<u>82.0</u>	<u>59.5</u>	36.0	3.6	15.3	42.3	11.7	14.4	-
30～39歳	100.0 (249)	68.3	53.8	30.9	6.0	13.3	43.0	22.1	14.1	1.2
40歳以上	100.0 (88)	65.9	37.5	29.5	17.0	12.5	37.5	<u>40.9</u>	4.5	2.3



厚生労働省の平成18年度全国母子世帯等調査によると、母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は34.7%で、「母本人の名義の持ち家」に居住している世帯は10.9%である。特に生別母子世帯では、持家率が31.7%、母本人名義の持家率は7.9%に過ぎない。

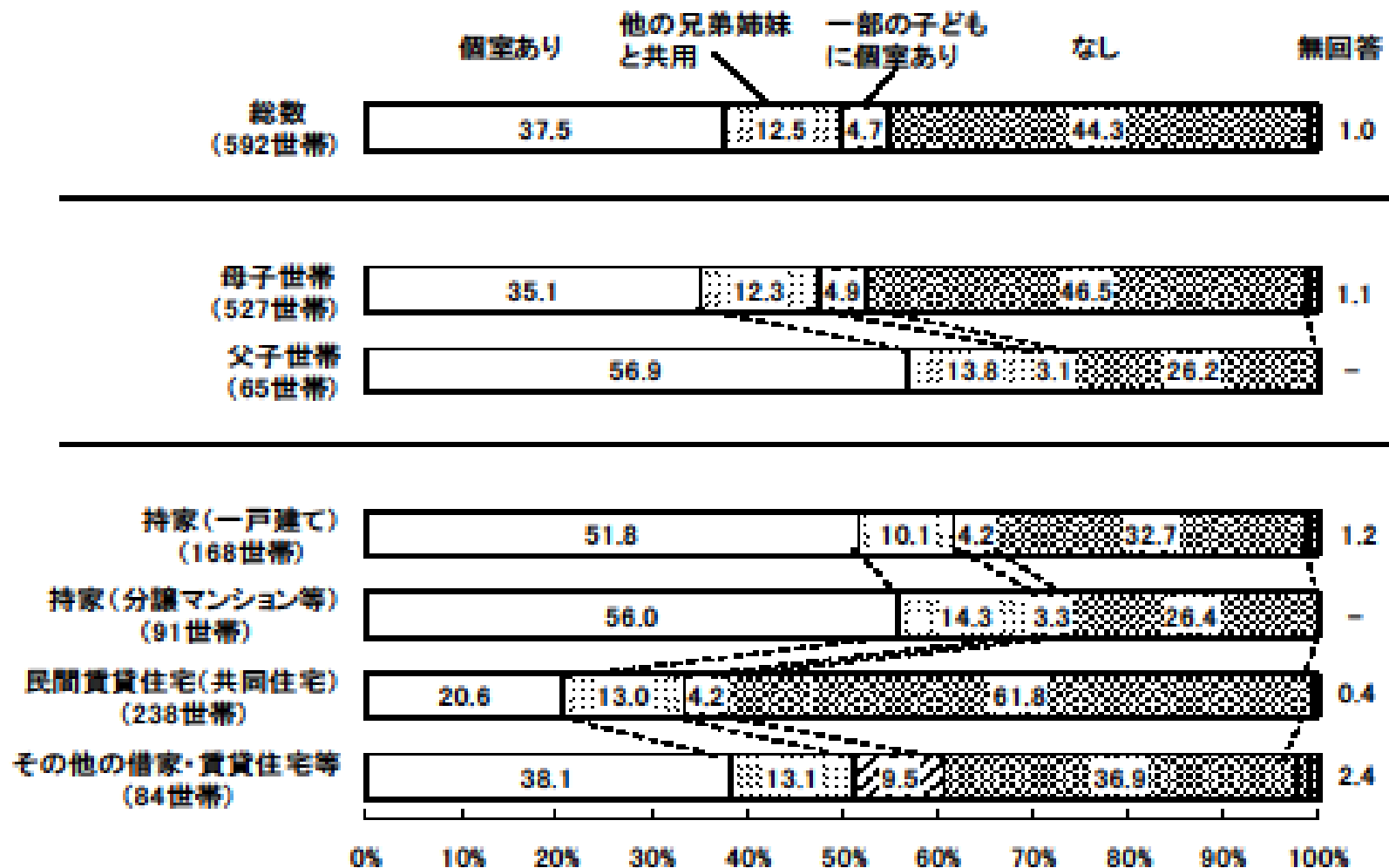
	総数	持ち家		借家等				
			うち 本人名義	公営住宅	公社・公団 住宅	借家	同居	その他
総数	1,517 100.0%	527 34.7	166 10.9	227 15.0	41 2.7	461 30.4	120 7.9	141 9.3
死別	147 100.0%	94 64.0	57 38.8	17 11.6	1 0.7	25 17.0	9 6.1	1 0.7
生別	1,359 100.0%	431 31.7	108 7.9	207 15.2	40 2.9	434 31.9	110 8.1	137 10.1

また、東京都の調査(平成19年度東京都福祉保健基礎調査報告書)によると、子ども部屋については母子世帯では「なし」の割合が46.5%で最も高く、住居の種類別にみると、民間賃貸住宅では「なし」が61.8%と6割を超えている。子どもの人数は半数近くが2人以上であり、やはり半数が中学生以上の子どものいる母子家庭で、不安定雇用で低収入のため住居費を捻出できず、子ども部屋を持たない現状が伺える。

住居の種類－世帯類型(母子・父子世帯)別 平成19年度東京都福祉保健基礎調査報告書

	総数	持家		借家・賃貸住宅等	都・区・市・町村の公営賃貸住宅	団・公社などの賃貸住宅	都市機構(旧公団)で)	民間賃貸住宅(一戸建て)	民間賃貸住宅(共同住宅)	間借り	社宅などの給与住宅	その他	無回答
		持家(一戸建て)	持家(分譲マンション)										
総数	100.0 (592)	43.8	28.4	15.4	54.4	4.6	2.2	3.2	40.2	2.7	1.5	1.7	0.2
母子世帯	100.0 (527)	40.0	25.0	15.0	57.9	4.7	2.1	3.2	43.5	3.0	1.3	1.9	0.2
父子世帯	100.0 (65)	73.8	55.4	18.5	26.2	3.1	3.1	3.1	13.8	-	3.1	-	-

# 子ども部屋の有無 - 世帯類型(母子・父子世帯)、住居の種類別



# 経済的困窮で健康を害している

東京都の調査（平成19年度東京都福祉保健険基礎調査報告書）によると、ひとり親になって現在困っていることについては、「家計について」が7割を超えていて、特にパート・アルバイトでは82.9%と高くなっている。

その多くが生活保護水準以下の生活を送りながら、生活保護を受けているのは7.4%に過ぎず、働いて何とか自立したいとパートを2つ3つと掛け持ちして頑張っている母親が多い。

そのため、4分の1の母親が健康についての悩みを抱えている。

# 立ち遅れている父子家庭への経済的支援

父子家庭も平均年収は421万円だが、その年間就労収入をみると、300万円未満が37.4%と低所得の世帯や不安定雇用の世帯も多いのに対し、母子家庭と比べ、父子家庭に対する経済的支援が立ち遅れている。

平成17年父子世帯の年間収入状況

平成18年度全国母子世帯等調査

平均世帯人員	4.02人
平均収入	421万円
世帯人員1人当たり平均収入金額	105万円

父子世帯の父の年間就労収入の構成割合

平成18年全国母子世帯等調査

父子世帯の父の年間就労収入の構成割合

平成18年全国母子家庭等調査

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成18年	161	7	19	34	28	73	398万円
総数	100.0	4.3	11.8	21.1	17.4	45.3	

# 児童扶養手当制度

## 児童扶養手当制度の概要

### 1. 目的

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

### 2. 手当額(平成14年7月まで)

児童1人の場合 全部支給 42,370円  
一部支給 28,350円

### 所得制限限度額(収入ベース)

#### ・本人

全部給付(2人世帯) 204,8万円

一部給付(2人世帯) 300,0万円

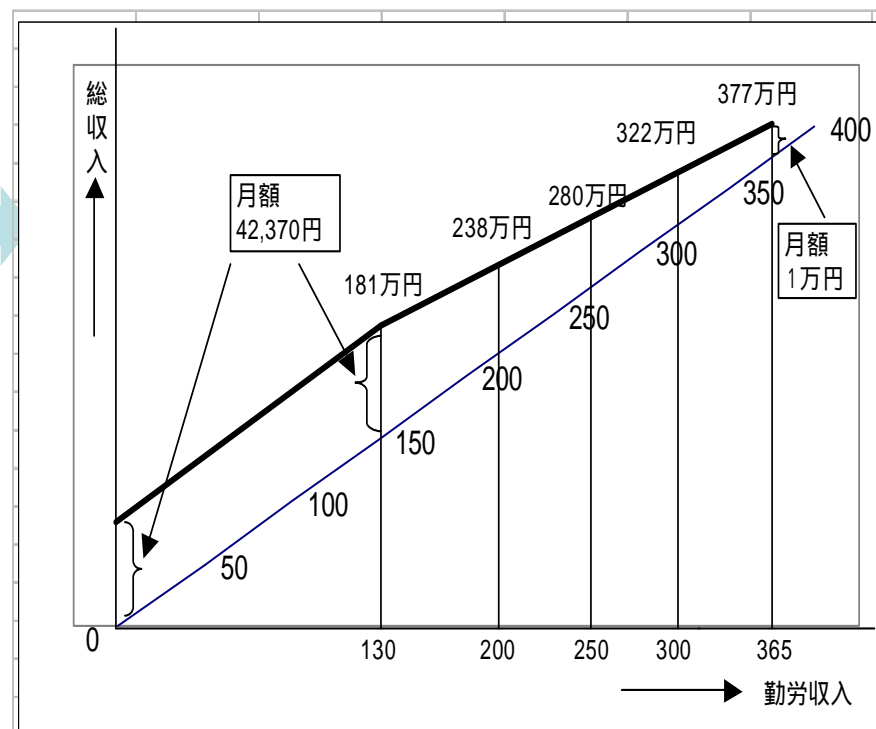
#### ・扶養義務者(6人世帯) 600,0万円

平成14年8月より改正

### 所得制限限度額(収入ベース)

全部給付 130.0万円

一部給付 365.0万円



# 養育費と面接交渉について

## 養育費の受給状況

平成18年全国母子世帯等調査

総 数	現在も養育費 を受けている	養育費を受け たことがある	養育費を受け たことがない	不 詳
1,209	230	194	714	71
100.0	19.0	16.0	59.1	5.9

## 養育費の受給状況(母子世帯になってからの年数階級別) 平成18年全国母子世帯等調査

	総 数	0～2年	2～4年	4年目～	不 詳
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現在も受けている	19.0	27.8	20.6	16.5	10.8
過去に受けたことがある	16.0	11.2	12.4	19.1	12.3
受けたことがない	59.1	56.1	61.9	58.9	61.5
不 詳	5.9	4.9	5.0	5.5	15.4

## 面接交渉をしている父親の方が養育費を支払っている しかしDV等考えると面接交渉の支援制度の整備が必要である

養育費の履行

ハンド・イン・ハンド会員アンケート調査(2001年)

回答	総数		面接交渉有り		面接交渉無し	
	件数	%	件数	%	件数	%
約束通りある	78	45.35	51	60.00	27	31.03
約束より少額	8	4.65	4	4.71	4	4.60
約束より高額	8	4.65	6	7.06	2	2.30
期日を守らない	9	5.23	6	7.06	3	3.45
約束はないが支払有り	1	0.58	1	1.18	0	0.00
約束を守らず支払わない	25	14.53	4	4.71	21	24.14
取決めもなく支払われない	30	17.44	7	8.24	23	26.44
成人した、期限が終わった	11	6.40	5	5.88	6	6.90
その他	2	1.16	1	1.18	1	1.15
不明	0	0.00	0	0.00	0	0.00
総数	172	100.00	85	100.00	87	100.00



# 養育費の履行確保制度の整備が緊要である

養育費の履行確保制度への要 ハンド・イン・ハンドの会のアンケート調査(1995年)

